

令和8年4月24日
海上安全環境部

船員法等関係法令違反船舶所有者の公表について

国土交通省では、船員の労働条件・労働環境の適正な整備及び船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等の関係法令※に違反した船舶所有者に対し、災害等の防止や注意喚起及び法令の遵守並びに航海の安全の確保等に対する警鐘とすることを目的として、四半期ごとに公表を行っています。

令和7年度第4／四半期において、中国運輸局管内で、船員法等関係法令の違反による行政処分等に関する累積ポイントが一定以上に達した船舶所有者があったため、別紙のとおり、中国運輸局のホームページへ掲載し、公表を行います。

1. 公表の対象

船員法等関係法令に違反し、累積ポイント（ポイント継続期間は最長2年間）が120ポイント以上となった船員法上の船舶所有者 等

2. 公表期間

令和8年4月24日（金）から6か月間

（掲載期間経過後、別紙資料はホームページ上から削除いたします。）

※船員法等関係法令

船員法、労働基準法、賃金の支払の確保等に関する法律、船員災害防止活動の促進に関する法律、最低賃金法

【問合せ先】

中国運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官
担当 中林・田邊

Tel：082-228-8708

(別紙)

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和7年度第4／四半期(令和8年1月～3月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行った 主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考
令和8年 4月24日	第八十八栄伸丸	曳船兼押船	株式会社栄伸海事工業 (法人番号:2260001016802)	岡山県 倉敷市	令和8年1月20日	発航前検査の未実施 及び操練の未実施等 に関する違反事実を 確認したため。	戒告 (船員法第8条、 第14条の3第2 項等)	
	第三大晴丸 第十三興徳丸	貨物船	御前崎海運株式会社 (法人番号:6240001037409)	広島県 豊田郡 大崎 上島町	令和8年3月11日	航海の安全の確保及 び航海当直部員の証 印を受けていない者 に当直をさせていた 等に関する違反事実 を確認したため。	戒告 (船員法第14の 4、第117条の2 第1項等)	

※公表理由:船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

なお、各違反に対する個別のポイントは公表していません。